

## 松江市権利擁護推進センターの主な業務

### ① 広報・啓発業務

市民、専門職、関係機関などに向け、成年後見制度の利用促進が図られるように啓発と情報提供を行います。

### ② 相談業務

成年後見制度に関することをはじめ、権利擁護に関するご相談を広く受けつけます。

### ③ 後見人支援業務

ご本人に対する適切な支援が行われるように、成年後見人等を含めた支援チームに対して助言を行います。

### ④ 成年後見制度の利用促進業務

#### ▶ 受任者の調整（マッチング）

成年後見人等に就任するのが誰であるかは、ご本人の権利と暮らしを守るうえでとても大切なことです。松江市権利擁護センターでは、ご本人の状況等に合わせた適切な成年後見人等が選ばれるよう、受任者の調整を行います。

#### ▶ 担い手の育成

市民後見人など、成年後見制度の担い手を育成し、松江市における成年後見制度の受け皿を拡充します。



## 松江市権利擁護推進センターの特色

① 成年後見制度の利用促進に向け、行政・司法・医療・福祉・地域等の関係機関で構成される権利擁護の地域連携ネットワークを構築し、権利擁護が必要な人を地域全体で支えるしくみをつくります。松江市権利擁護推進センターは、ネットワークを調整する中核機関として、支援の必要な人を発見し、適切な支援につながります。

② 松江市権利擁護推進センターは、松江市からの委託に基づき、松江家庭裁判所とも密接に連携しながら、松江市社会福祉協議会が運営します。公正・中立の立場で、松江市における権利擁護を推進してまいります。

③ 市民後見人の養成から実務に進まれた後のフォローまで、幅広く後見人支援を行います。

## 松江市権利擁護推進センター

〒690-0852  
島根県松江市千鳥町70 松江市総合福祉センター 3階

お問合せ・ご相談窓口

TEL.0852-27-8389 FAX.0852-67-1330

Eメール:mamoru@shakyou-matsue.jp

〈受付時間など〉

月～金曜日／午前8時30分～午後5時  
※土、日、祝日、年末年始はお休みです

相談は  
無料です

### 交通のご案内

#### ● バスをご利用の場合

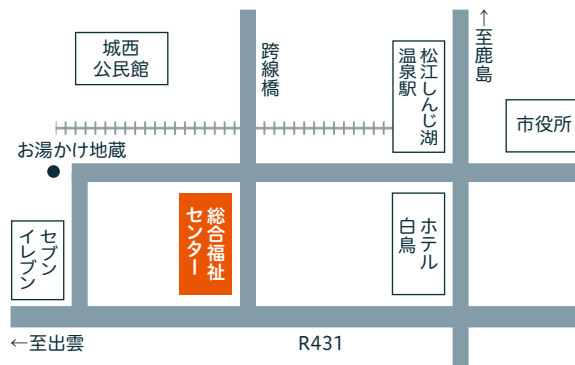
- ・市営バス「福祉センター前」バス下車
- ・一畑バス「松江しんじ湖温泉駅」バス下車徒歩8分

#### ● 電車をご利用の場合

- ・一畑電車「松江しんじ湖温泉駅」下車徒歩8分

#### ● 車でお越しになる場合

- ・無料駐車場あり



ぜひお気軽にご相談ください！



あなたのくらしと権利をまもります

松江市

# 権利擁護 推進センター



お問合わせ・ご相談はこちらへ

TEL 0852-27-8389

FAX 0852-67-1330

Eメール mamoru@shakyou-matsue.jp

松江市社会福祉協議会

## 松江市権利擁護推進センターとは

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより**判断能力が不十分となっている方の権利を守る**ため、平成12年に**成年後見制度**が生まれてから20年が経ちました。現在、日本国内の認知症の方は推計で600万人を超え、知的障がい者は109万人、精神障がい者は419万人となっています。これに対して、**成年後見制度の利用者数はわずか23万人程度**にとどまっていることから、支援を必要とする人にこの制度が十分に活用されているとはいえません。

このような中、平成28年に成年後見制度利用促進法が、そして平成29年には成年後見制度利用促進基本計画が定められました。これらは、「**成年後見制度を適切に活用し、『地域での、その人らしい生き方』を社会全体で支えるしくみを整えよう!**」と呼びかけています。

これを受け、松江市では、誰もが権利擁護に関する悩みを相談でき、また、必要なときに成年後見制度を適切に利用できるようにするための相談支援機関として、**令和3年7月に「松江市権利擁護推進センター」を設置**しました。

松江市権利擁護推進センターでは、市民のみなさんに成年後見制度についてよく知っていただくための広報・啓発活動、権利擁護に関するご相談の受け、成年後見人等として本人支援にあられる方の支援、成年後見人等の受任者の調整、市民後見人など成年後見制度の担い手の育成などの業務を行います。成年後見制度に関することはもちろんのこと、広く権利擁護に関するご相談を承りますので、お気軽にご相談ください。

## 「権利擁護」ってなんだろう？

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって自分のことを自分で判断する能力が不十分となった人たちの、**権利侵害を防ぎ、意思決定（自己決定）や権利行使を十分に行うことができるように支えることを「権利擁護（アドボカシー）」**といいます。

これは、ハンディキャップを負う人であっても、それぞれの心の奥に望む生き方を実現できるよう支えることでもあります。



せい ねん こう けん せい ど

# 成年後見制度 を活用しよう!



## ① 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどで物事を判断する能力が不十分であることによって、自分で財産を管理したり、介護サービスなどの契約を結んだりすることが難しくなることがあります。また、契約の内容が理解できずに自分に不利益な契約を結んでしまい、悪質商法などの被害にあうおそれもあります。このように**判断能力が不十分な方々の権利とくらしを守り支えるためのしくみ**が「**成年後見制度**」です。

## ② 成年後見制度には種類が2つある？

成年後見制度には、すでに判断能力が低下している場合に利用する「**法定後見制度**」と、判断能力が十分であるうちに将来に備えて契約を結んでおく「**任意後見制度**」の2つのしくみがあります。

## ③ 成年後見制度利用の一例



障がいがあり**お金の計算や管理が苦手**。高いものを買ってしまったり、役所や銀行の手続きをするときは母に頼っていました。でも、ある日母が倒れてしまって…



家にあったことを忘れて**同じものを買ってしま**うことが増えました。一人暮らしではなく、グループホームに入所した方がよいのか、**自分では判断できず**困っています。

## ▶ 法定後見制度 ほうていこうけんせいど

すでに判断能力が低下している人にかわって、本人に有益な法律行為（契約など）をしたり、あるいは本人が害悪を受けるような契約を取り消したりすることによって本人を支える法律上のしくみです。法定後見には「**後見**」「**保佐**」「**補助**」の**3つの型**があり、本人の判断能力の程度や状況に応じて**適切な支援を受けられる**ようになっています。



**後見**  
常に判断能力を欠いている方



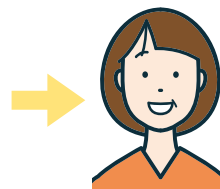
**保佐**  
判断能力が著しく不十分な方



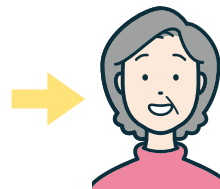
**補助**  
判断能力が不十分な方

## ▶ 任意後見制度 にんいこうけんせいど

将来判断能力が不十分になったときに備え、あらかじめ本人が選んだ人との間で将来の支援内容を相談し、任意後見契約を結びます。**私人どうしの契約**にもとづいて本人を支えるしくみです。



後見人さんが私の代わりに**役所や銀行の手続き**をしてくれました。これからの生活も後見人さんがサポートしてくれるので安心です。



後見人さんが相談にのってくれました。そして、サポートを受けながら、今までどおり**自分の家で生活**を続けることになりました。